

会員 各位

古河市商工会
会長 石川 康夫
＜公印省略＞
古河市商工会建設業部会
部会長 高橋 正
＜公印省略＞

刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育の開催について

(境町商工会・五霞町商工会との共催)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当部会事業運営につきまして多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて今回、建設業労働災害防止協会茨城県支部のご協力により、標記教育を下記により実施いたします。

労働安全衛生法第60条の2の定めにより、刈払機を用いての作業は危険を伴い、事故も多発することから安全衛生教育を行うことが望ましいとされています。

つきましては、下記事項にご留意の上、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 期 日 令和3年2月10日(水) 受付 午前8時30分～

【学科】:午前8時50分～午後2時55分(12:00～12:50 昼休)・・・5時間

【実技】:午後3時00分～午後4時00分……………1時間

*遅刻は一切認められませんので、余裕を持って早めに受付を済ませて下さい。

2. 会 場 古河市商工会 三和事務所 (古河市仁連 2053-1)

3. 定 員 20名 (境町・五霞町商工会との共催で20名の定員となります)

4. 申込締切 令和3年1月22日(金) ※定員となり次第締め切りとなります
非会員事業所の受付が1月12日から始まりますので、早めにお申し込みください

5. 受講料 11,200円 (テキスト代 2,750円含む)
(注)受講料は災害防止協会に納付するため理由のいかんに関わらず返金できませんのでご注意ください。

6. 受講手続 下記書類を準備していただき、古河市商工会総和事務所・三和事務所までお申し込みください。
①受講申込書(商工会窓口配布もしくは商工会HPよりダウンロード)
②受講料(テキスト代含む)
③証明写真 1枚・・・縦3.0cm×横2.4cmで裏面に氏名を記入したもの
3か月以内に撮影した上三分身、正面(帽子及びサングラス不可)

7. 受講対象者 受講日現在で満18歳に達していること

8. 資格取得奨励金
資格取得奨励金として、講習修了者に対し受講料の10%(上限3,000円)を商工会より事業主へ支給いたします。【*古河市商工会の会員の事業主、役員、従業員(家族含)の受講に限ります。】